

令和2年度

釜石市移住・定住促進ポータルサイト制作運用及び  
パンフレット制作業務委託仕様書

<令和2年4月27日更新>

釜石市総務企画部総合政策課

## 1 業務委託名

釜石市移住・定住促進ポータルサイト制作運用及びパンフレット制作業務委託

## 2 業務概要

釜石市移住・定住促進に関する以下ツールの構築及び運用、制作を行う。

### (1) ポータルサイト

移住・定住に繋がる訴求性のあるデザインとし、ウェブコンテンツの継続的な運用、他ウェブサービスとの連携、ICT を活用した発展的なモデルの立案及びアクセス情報の解析・効果測定が可能であること。

本サイトの運用においては、質の高いコンテンツの継続的かつ頻度の高い定期的な投稿が重要となる。このため、本サイトへの実際の記事コンテンツの執筆に至る一連の手順について、受託者のみで実現し、継続的な運用が可能であることを要件とする。

また、本サイトの制作運用業務の提案にあたっては、移住・定住の促進に繋がるための本サイトの明確なコンセプトを企画し、提示すること。

長期的かつ発展的な本サイトの運用及び活用方法を提案に含めること。また、提案における運用システム、コンテンツの更新頻度及び体制など維持して事業を実施していくため、納品後の運用保守業務の見積額についても資料として添付すること。

### (2) パンフレット

上記ポータルサイトと統一性のある内容とすること。

## 3 業務内容

<ポータルサイト>

### (1) 制作及び運用

① ポータルサイトの内容は以下を想定するが、移住者にとって効果的であると考えられる情報があれば積極的に提案すること。釜石らしさを出し、他市町村との差別化を図ること。

- ・ トップページ
- ・ 市の紹介・概要
- ・ 移住者インタビュー
- ・ 移住コーディネーター紹介
- ・ コラム・記事投稿
- ・ 仕事、子育て、結婚、妊娠・出産及び住まい等に関する施策情報
- ・ 釜石への関わり方紹介

- ② トップページ内に新着情報やイベント告知を表示される欄を設けること。
- ③ 「移住者インタビュー」には、釜石市へ移住した移住者数名に取材を行い、移住者体験談を掲載すること。なお、掲載する移住者は、発注者と協議を行いながら決定するものとする。
- ④ 「コラム投稿」においては、複数のアカウントが投稿できるものとし、過去の記事を可視化して蓄積できるものとする。また、カテゴリで検索できるようにする。スマートフォンからの投稿も可能とし、その方法も提案すること。
- ⑤ 本サイトのメインターゲットとなる閲覧者（移住検討者）をいかに本サイトに呼び込むかについての具体的かつ効果的な方策を提案の際に提示・明記すること。
- ⑥ 本サイトで更新された記事のコンテンツについて、他 SNS（Facebook、Instagram、Twitter 等）上で連動して通知するなど、閲覧者を本サイトの記事コンテンツへ誘導する具体的な方策を提案の際に提示・明記すること。また、記事コンテンツへ誘導するための独自の強みがある場合は、併せて提案すること。

## （2）稼働環境及びシステム保守

- ⑦ Windows、MacOS、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフト上で閲覧が可能であること。
- ⑧ スマートフォンでの利用を想定し、自動的にレイアウトが切り替わるデザイン（レスポンシブル対応）とすること。
- ⑨ 本サイトの構築には CMS（Word Press）を導入すること。（次年度も予算が必要）
- ⑩ 導入する CMS は、適宜バージョンアップが行われるようにすること。（次年度も予算が必要）
- ⑪ ポータルサイトの管理（掲載、更新、削除など）は、担当職員及び移住コーディネーターが操作を行えること。
- ⑫ 発注者が指定するメールアドレスに直接送信するお問合わせフォーム（SSL 対応）を作成すること。
- ⑬ 提案時に、移住・定住促進ポータルサイトとしての本サイトの明確なコンセプトを提示し、初期コンテンツ及びメニューとして何を掲載するかを明記・提示すること。
- ⑭ 作成したポータルサイトのデータは、外部のレンタルサーバへ格納すること。ドメインは発注者と調整の上、受注者が新規に取得すること。
- ⑮ システム障害が発生した場合は、発注者への報告及び本システムを正常に稼働させるための作業を行うこと。

- ⑩ セキュリティパッチの適用は適宜行うこと。また、緊急性の高い脆弱性が発見された場合は即座に対応すること。(次年度も予算が必要)
- ⑪ ページビュー、アクセスログなどサイトのアクセス解析等が把握できるなど、発注者が要請するデータ等の効果測定が用意にできること。
- ⑫ 公開前に当市担当職員に対し、本サイトの構築・運用上の技術共有を目的とした個別指導を実施すること。原則、公開時期は「(3) 公開時期」に示す本サイトの立ち上げ前とする。
- ⑬ 個別指導に際しては、担当職員がわかりやすい業務マニュアルを作成し、発注者が常時使用もしくは複製可能な形式で提出すること。業務マニュアルは適宜改訂できるようにすることが望ましい。また、システム変更及び不足があった際にも改訂すること。(次年度も予算が必要)

### (3) 公開時期

令和2年9月末を目安にサイトの立ち上げを行うこと。

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による取材などが制限される可能性もあることから、トップページを中心とした限定的でも可とし、最終的には令和2年12月末日を目途とする。

ただし、公開の時期は状況を見て市が判断する。

### (4) その他

ウェブサイトの運営方法及びコンテンツ等の独自性や斬新性等について、提案事業者独自の強み及び提案があれば明記すること。

## <パンフレット>

### (1) 制作及び運用

原則上記サイトの内容を踏襲しつつ、読み物としての要素も追加すること。ポータルサイトと統一性のあるデザインとすること。

### (2) 部数

部数は300~500部とし、サイズやページ数については、提案を可能とする。

## 4 サイト公開後の運用保守

- (1) 本サイトの公開後、最終的な公開までは運用保守を行うこと。
- (2) 納品後の運用保守業務の受託を可能とする体制をとること。

## 5 特記事項

### (1) 秘密保持等

- ① 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、そのた

めに必要な措置を講じること。

- ② すべての作業において、本業務に係るデータ及び情報システムの取り扱いには細心の注意をもって管理すること。また、本市が指示する場所以外へデータ等を持ち出す場合は、担当職員の許可を得ること。
- ③ 本市及び請負者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。ただし、本市が法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要と認められる範囲で開示する場合を除く。

- (2) 本業務の最終成果物に関わる問題で、操作説明書等により判別がつかない事象や障害等が発生した場合、発注者の要請に応じて問題解決に協力すること。

## 6 履行期間

契約締結の日から令和3年2月28日まで

## 7 委託価格の上限額

1,953,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 8 成果物等

<ポータルサイト>

- (1) 設計書一式（紙媒体及びCD-R等）
- (2) 完成データを契約レンタルサーバ内にアップロード
- (3) 受注者が撮影した写真・動画及び作成したイラスト等データ（CD-R等）
- (4) その他関係する資料

<パンフレット>

- (1) パンフレット
- (2) 受注者が撮影した写真・動画及び作成したイラスト等データ（CD-R等）
- (3) その他関係する資料

## 9 著作権の取り扱い

本業務の成果物等及び本サイトに登録される情報に関しては、著作権及び所有権は発注者に帰属する。

## 10 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせては

ならない。

- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に発注者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

## 1 1 その他

- (1) 受注者は、本業務履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記されていないものであっても原則として受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受注者が自己の責任において一切の処理をするものとする。
- (4) 本業務の成果物等は、他者の知的所有権及びプライバシー権等への配慮がなされていること。他者の権利を侵害したことにより、相手方から損害賠償の請求があった場合には、受注者が自己の責任において一切の処理をするものとする。
- (5) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意を持って業務を遂行するものとする。
- (6) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者及び受託者が協議の上定めるものとする。